

事業の申込方法

会報誌「カナルこうとう」で募集する事業は、事業ごとに申込方法を掲載しています。それぞれの事業の申込方法の要領は、次のとおりです。

- ※事業ごとに受付期間・受付方法が異なりますのでご注意ください。
- ※2つ以上の方法で同一事業を申し込みされた場合は、すべて無効となります。

●電話の場合

受付期間中にカナルこうとう (TEL03-3699-5101) へお申し込みください。(※一部お申込先が異なる場合があります。)

●FAXの場合

受付期間中にカナルこうとう (FAX03-3699-0781) へお申し込みください。なお、お申込みには各会報誌最終ページに掲載の「チケット申込用紙」をご利用ください。

※一部、お申込先が異なる場合やFAXでの申込受付をしない事業もあります。

●「カナルこうとう」ホームページから申込の場合

※「各種チケット申込み」から申込フォームに入力しお申し込みください。

※スマートフォンにも対応しています。

※一部の事業についてはホームページから申込みできないものもあります。

●はがきの場合

会報誌に記載された受付期間中に記載例の項目を記入し、お申し込みください。

※一部、お申込先が異なる場合やはがきでの申込受付をしない事業もあります。

チケットの引取方法

●窓口受取

引取期間内にカナルこうとう窓口で会員証を提示し料金と引換にお受け取りください。

●代引受取 (代金引換郵便)

各種チケットをカナルこうとう窓口での受取ができない場合は、チケットと引き換えに代金をお支払いいただく代金引換郵便があります。郵送されたチケットと引き換えに代金をお支払いお受け取りください。なお、別途代引き郵便の手数料一配送につき600円は、本人負担となります。

個人情報の保護

個人情報については、「江東区勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程」により事業の目的以外に使用することはありません。

偽名参加やチケット等の転売禁止について

カナルこうとうは、会員の皆様が豊かな生活と健康の充実を図るために事業を行っておりますので、会員本人と配偶者および二親等以内の親族以外の事業参加および利用は、原則として認めていません。したがって家族を偽っての事業参加、契約施設利用、チケット等のインターネットを利用してのオークション転売など一切できません。万が一そのような行為が発覚した場合は、江東区勤労者福祉サービスセンターの事業に関する規則第13条の規定により、除名手続きを取らせていただきますので、あらかじめご承知ください。